

生協わかばの里 介護老人保健施設サービス運営規程

(施設の目的)

第1条 北医療生活協同組合が開設する生協わかばの里 介護老人保健施設（以下「施設」という）の適切な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護、褥瘡が発生しないよう適切な介護および、その発生を防止し、機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行い、その者のその居宅における生活への復帰を目的とする。

2 施設の従業者は、入所者の意思および人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。

3 介護保健施設サービス等の実施に当っては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 当施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 施設名 生協わかばの里 介護老人保健施設
- (2) 所在地 名古屋市北区城東町5丁目114番地

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種・員数および職務の内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（医師・常勤兼務職員）

管理者は、施設運営全体を統括する。

- (2) 従業者

- ・医師 1名以上

医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

- ・薬剤師 1名以上

薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、薬剤の管理、処方箋の整理等を行う。

- ・看護職員 6名以上

看護職員は、入所者に医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、施設サービス計画に基づく看護を行う。

- ・介護職員 21名以上

介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。

- ・支援相談員 1名以上

支援相談員は、利用者ならびにその家族からの相談に応じるとともに、家庭復帰を促進するために、効果的な生活指導を行う。また、ボランティアの指導を行う。

- ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者のADL（日常生活動作能力）向上のため、心身の状況に応じて、機能訓練を行う。

- ・介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、利用者の心身の状況に応じ、日常生活の改善、充実をはかるよう施設サービス計画をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

- ・管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。

- (3) 事務員 1 名以上
必要な事務を行なう。

(入所定員)

第 5 条 施設の入所定員は、一般 80 名とする。

(介護施設サービスの内容)

第 6 条

介護保健施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護および日常生活上の世話
- (2) 機能訓練およびその他必要な医療
- (3) 療養上の世話
- (4) 退所時指導
- (5) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- (6) 在宅復帰支援

(利用者の負担額)

第 7 条 利用者の負担額は以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を別に定める料金表に従い支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を別に定める料金表により支払いを受ける。
2 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者または家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 8 条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないよう利用する。
 - (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(勤務体制の確保)

第 9 条 利用者と看護・介護職員の比率を 3 : 1 以上の人員体制とする。

(非常災害対策)

第 10 条 施設は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(感染症対策)

第 11 条 施設は、感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 当施設における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を 1 月に 1 回程度、定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施する。

(介護事故発生の防止等)

第 12 条 事故が発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 事故が発生した場合の対応
- (2) 事故が発生した時またはそれに至る危険性がある状態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会を 1 月に 1 回程度、定期的を開催するとともに、従業者に対する研修を定期的に行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 13 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、介護職員その他の従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に年 2 回以上実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する留意事項)

第 14 条 施設は職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回
 - 2 従業者は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は北医療生活協同組合と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成 18 年 5 月 1 日より施行する。

この運営規定は、平成 18 年 6 月 1 日より一部改定施行する。

この運営規定は、平成 18 年 10 月 1 日より一部改定施行する。

この運営規定は、平成 19 年 6 月 1 日より一部改定施行する。

この運営規定は、平成 21 年 6 月 1 日より一部改定施行する。

この運営規定は、平成 22 年 6 月 1 日より一部改定施行する。

この運営規定は、平成 23 年 7 月 1 日より一部改定施行する。

この運営規定は、平成 24 年 4 月 28 日より一部改定施行する。

この運営規定は、平成 25 年 7 月 1 日より一部改定施行する。

この運営規定は、平成 26 年 7 月 1 日より一部改定施行する。

この運営規定は、平成 27 年 7 月 1 日より一部改定施行する。

この運営規定は、平成28年 7月 1日より一部改定施行する。

この運営規定は、平成29年 7月 1日より一部改定施行する。

この運営規定は、平成30年 7月 1日より一部改定施行する。

この運営規定は、令和元年 7月 1日より一部改定施行する。

この運営規定は、令和2年 6月 1日より一部改定施行する。

この運営規定は、令和3年 6月 1日より一部改定施行する。

この運営規定は、令和5年 12月1日より一部改定施行する。

この運営規定は、令和6年 4月1日より一部改定施行する。